

さがみはら生物多様性ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、さがみはら生物多様性ネットワークと称します。

(目的)

第2条 本会は、市民、団体、事業者、行政等が相互に連携及び協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行い、市民、団体、事業者の取組を促進することにより、人と自然が共生する社会の実現に資することを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行います。

- (1) 生物多様性に関する情報提供及び普及・啓発に関すること。
- (2) 会員の相互交流及び会員の生物多様性に関する取組の推進に関すること。
- (3) 地域の自然環境の把握と生物多様性情報の収集に関すること。
- (4) 生物多様性に関する調査・研究に関すること。
- (5) 生物多様性に関する行政等関係機関への提案等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会し、前条に掲げる本会の事業に自ら積極的に取り組む個人、団体及び事業者とします。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する個人、団体及び事業者は、会員規程に定める方法により、随時入会することができます。

(会費)

第6条 会員は、会員規程に定める会費を毎年度納入するものとします。

(退会)

第7条 会員は、会員規程に定める方法により、任意に退会することができます。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き、会員の互選により選出します。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 2 名以内

(3) 理事 5 名以内

(4) 監事 2 名以内

2 会長は、本会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 理事は、本会の会務を執行します。

5 監事は、本会の会計等の事務を監査します。

(任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

2 役員が欠けた場合において、新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(総会)

第 10 条 本会の総会は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 総会は、会員をもって構成します。

3 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上が出席(委任状を含む)しなければ開会することができません。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

5 総会における会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とします。

(総会の議決事項)

第 11 条 総会は、次に掲げる事項について議決します。

(1) 活動方針に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) 会員規程の制定及び改廃に関すること。

(6) 役員の選任及び解任に関すること。

(7) 第 13 条に定める部会の設置及び廃止に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

(運営委員会)

第12条 本会に運営委員会を置きます。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、理事、次条第3項に定める部会長及び副部会長で構成します。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集します。
- 4 運営委員会は、次に掲げる事項を協議し、決定します。
 - (1) 総会に付議すべきこと。
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 次条に定める部会との連絡調整に関すること。
 - (4) 会員の資格の停止及び除名に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 5 会長が必要と認めた時は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができます。

(部会)

第13条 運営委員会の下に部会を置くことができます。

- 2 会員は、本人の希望により部会に属することができます。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会に属する会員の互選により選出します。
- 4 第9条の規定は、部会長及び副部会長に準用します。
- 5 部会長は、部会の事業の企画及び実施に関して部会を総理します。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理します。
- 7 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができます。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、運営委員会において別に定めます。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するための事務局を相模原市役所水みどり環境課に置きます。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定めます。

附 則

- 1 この規約は、設立総会の日(平成 28 年 2 月 13 日)から施行します。
- 2 設立総会で選出された役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月以後に行われる最初の総会までとします。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 29 年 3 月 31 日までとします。
- 4 前項の規定による設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の議決によるものとします。